

佐賀県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月二十五日から平成二十三年四月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 二〇四号	唐津市肥前町新木場字垣打甲 二〇三九番三地先から 唐津市肥前町新木場字山頭甲 一八二二番五地先まで	唐津市肥前町新木場字垣打甲 二〇二六番一地先から 唐津市肥前町新木場字山頭甲 一八二二番五地先まで
	後	前
	幅員 メートル	延長 メートル
	四八・二 ） 一二・五	八三・七 ） 二二・〇
	八一六・九	八三四・五